

## 大阪市水道局告示第27号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

令和8年4月28日

大阪市水道局長 坂本篤則

### 1 担当部局

〒559-8558 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟9階

大阪市水道局工務部設備課

電話 06-6616-5551

### 2 入札に付する事項

(1) 事業名称 大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業

(2) 事業内容

市の浄水施設と配水施設（以下「浄配水施設」という。）の運転管理については、施設ごとに設置している監視制御設備により設備の運転状況の監視や操作、自動制御等を行っている。当該監視制御設備は、これまでその更新に合わせて遠隔管理化を図り、運転管理の集中化に係る取り組みを順次進めてきており、令和元年度には全ての浄配水施設の運転管理を総合水運用センターから行える環境にすることで、浄配水施設の一元管理を実現しているところである。

将来にわたり、総合水運用センターでの少数精鋭の運転管理体制を持続しつつ、今後さらに効率的な運用を進めていくためには、オペレーターの負荷を軽減する取組みや事故の未然防止に向けた新技術の導入、近年増加している大規模災害時の信頼性向上への取組みなど、様々な課題解決に向けた施策の実施が必要不可欠である。

本事業は経年更新時期を迎える浄配水施設の監視制御設備の更新に合わせ、これら課題の解決に向けた様々な技術を取り入れることで事業継続性の向上を図るものである。

ア システムの機能統一によるオペレーターへの負荷軽減

監視制御設備はこれまで個別に構築してきたため、オペレーターは複数のシステムを使いこなす必要があり、特に緊急時などにおいては複数のシステムを正確かつ迅速に使いこなさなければならない状況となっている。

また、人事異動時に新たに担当するオペレーターが操作を習得する際にも時間を要するなど、オペレーター育成の面においても課題を抱えている。

今回、システムを全面的に更新し、システムの機能統一を図ることで、操作性の統一によるオペレーターの負荷軽減を実現するとともに、オペレーターの育成を早期に行える環境を整備する。

#### イ 運転支援をはじめとする新技術導入を見据えたシステム構築

総合水運用センターの少数精鋭のオペレーターは複数系統に跨る浄水処理施設を安定的に運転管理する必要があり、迅速かつ正確な対応が求められる。今後のベテラン職員の退職等の動向を踏まえ、これまでベテラン職員が経験で培ってきたコツやカンといったノウハウの技術継承の面が大きな課題となっている。本事業では、AI技術をはじめとする新たな技術の導入を見据えたシステム構築を行うことで、将来オペレーターの支援に寄与する新技術等が開発され、導入が可能となった際にも、容易に導入できる環境を構築する。

#### ウ バックアップ機能の構築

近年増加している風水害等の災害では、浸水や停電といったインフラ施設への影響が数多く発生しており、市においてもこのような災害リスクに対する信頼性向上に向けた対策は急務となっている。

今回、大規模災害等、万一の場合に備え、指揮命令系統の中枢を担う総合水運用センター機能にかわるバックアップセンター機能を他の場所にも構築することで災害対策機能の強化を図る。

#### エ 情報通信ネットワークの強化

近年増加している大型台風等では特に架空電線の切断等による停電や通

信回線の切断が数多く発生しており、情報通信ネットワークの更なる強化が急務である。加えて、このようなシステムでは不正アクセスによる情報漏洩やシステムダウンによる施設への甚大な影響が生じるリスクも考えられるため、これらサイバーテロに対するセキュリティ対策についても更なる強化が必要である。

今回、情報通信ネットワークに新たに無線通信を導入することで、更なるネットワークの信頼性強化を図るとともに、セキュリティ対策の面では閉域ネットワークでのシステム構築など、現行のセキュリティレベル以上に保つことを基本とし、近年のサイバーテロ等の動向を踏まえ、サイバーテロの行為の手段として使用されることを防止するため、法に基づく新たな枠組みにも対応するなど、セキュリティ面の更なる信頼性強化を図る。

#### オ 管理を視野に入れた整備計画提案による事業の実施

監視制御設備は、これまで設計と施工、維持管理をそれぞれ分割して実施していたため、ライフサイクル全体を見据えた最適化の面で課題を抱えていた。

本事業は3箇所の浄水場の監視制御設備等を一体で、設計と施工から維持管理まで一括して事業範囲とするPFI事業として実施することで、事業者は設計段階から施工、維持管理までの全体期間を見据えた事業計画の検討を可能とし、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮による業務品質の確保及びライフサイクルコストの抑制を図る。

- (3) 事業場所 大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）による。
- (4) 事業期間 契約日（令和9年11月（予定））から令和35年3月31日まで
- (5) 入札方法 持参による。
- (6) 予定価格 事後公表
- (7) 低入札価格調査 適用

- (8) 落札方式 価格と価格以外の要素を総合的に評価し落札者を決定する総合  
評価一般競争入札方式

### 3 入札参加者の要件

#### (1) 入札参加者の構成

本事業の入札参加者は、単体企業又は2以上の法人を構成員とする法人のグループ（以下「入札参加者」という。）とする。

#### (2) 入札参加者の参加資格要件

市の入札参加資格審査において、次に掲げる条件の全てに該当し、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、参加資格確認基準日以降において入札参加者が以下の参加要件を満たさないこととなった場合、市は当該参加資格を取り消すことがある。

#### ア 単体企業で参加する場合

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく「電気工事業」又は「機械器具設置工事業」の特定建設業許可を有すること。

(イ) 設計・施工について、平成23年度以降、上水道又は工業用水道の浄水場における処理能力10万 $\text{m}^3$ /日以上施設全体に係る監視制御設備工事の施工について、建設業法における「発注者」と直接契約を締結する「元請負人」（共同企業体としての場合は代表者に限る）として、自社にて設計・施工（施工中は除く）の実績を有していること。ただし、機能増設工事および補修工事は施工実績から除く。

(ウ) 設計期間について、次のA～Bの条件を満たす設計技術者を配置できること。

設計技術者とは、管理技術者、照査技術者、及び担当技術者をいい、管理技術者と照査技術者は兼務することはできない。

A 管理技術者及び照査技術者は、(A)～(D)の資格のいずれか一つを有していること。外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政

府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はR C C M相当との国土交通大臣認定を受けていること。

なお、入札参加申請書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも入札参加申請を提出することができるが、この場合、入札参加申請書提出時には当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札参加資格を得るためには入札書提出期限日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

(A) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門(選択科目を「電力・エネルギーシステム、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備」とするものに限る)又は上下水道部門(選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者

(B) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目を「電力・エネルギーシステム、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備」又は「上水道及び工業用水道」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者

(C) 建設コンサルタント技術管理者認定制度により、国土交通大臣(旧建設大臣)に上記(A)・(B)と同程度の知識及び技術を有する者と認定されていること。

(D) R C C M(電気電子部門又は上下水道及び工業用水道部門)の資格を有し、登録を受けている者

B 管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、直接雇用関係を有していること。

(エ) 施工期間について、次に掲げる全ての条件を満たす技術者を配置でき

ること。

A 建設業法第26条第1項及び第2項に基づく技術者を配置できること。

B 専任の技術者を配置できること。ただし、現場が稼働していない期間については専任を要しないものとする。

C 監理技術者においては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習を修了したことを証するものを有する者であること。

D 常勤の自社社員（在籍出向者、派遣社員は認められない。）であり、かつ、参加資格確認申請書提出時において3か月以上の恒常的な雇用関係を有する者であること。

E 本事業は、機器の工場製作を含んでおり、工場から現地へ工事現場が移行する際に、監理技術者の変更を認める。

工場及び現地での配置予定技術者は共に、本項A～Dの条件を満たしていること。

(オ) 本事業において整備する監視制御設備に対して、災害時及び故障時等で緊急対応が必要な場合、対応可能な技術者（提携する企業の技術者含む）を本設備設置場所へ6時間以内に配置できること。

(カ) 大阪市税、大阪府税に係る徴収金を完納していること。大阪市に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税、都道府県税を滞納していない者であること。

(キ) 消費税及び地方消費税の未納がないこと。

(ク) 建設業法第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において本事業で担当する業務に応じた建設工事業の営業ができないものに限る）を受けていないこと。

(ケ) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

- (コ) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置要件にも該当しないこと。
- (サ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定及びPFI法第9条に定めのある欠格事由に該当しない者であること。
- (シ) 経営事項審査の審査基準日が1年7か月以上経過していないこと。
- (ス) 上記（シ）の条件を満たす経営事項審査の最新のものにおいて、当該案件に応じた建設工事の種類の新着工事の年平均が「0」でないこと。
- (セ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。なお、事業協同組合等にあつては、すべての組合員が本要件を満たすものであること。
- (ソ) 経営不振の状態（整理開始の申立て又は通告がされたとき、破産の申立てがされたとき、再生手続開始の申立てがされたとき、更生手続開始の申立てがされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったときをいう。）にない者であること。

#### イ 共同企業体で参加する場合

- (ア) 共同企業体の代表者は本事業のうち、施工を担当するものとし、代表者が入札参加資格確認の申請及び入札手続きを行うこと。  
なお、構成員全員及び発注者の承認により、代表者を変更できるものとする。
- (イ) 2者以上で自主結成すること。
- (ウ) 入札参加者は参加表明書の提出時に代表者を含む構成員の企業名並びに携わる業務について明らかにすること。

(エ) 代表者は、3(2)アの条件に該当すること。

なお、(ウ)、(オ)に規定する技術者には、構成員の技術者を含む。

(オ) 代表者以外の構成員については、3(2)ア(カ)～(ソ)の条件に該当すること。

(カ) 各構成員は2以上の共同企業体の構成員もしくはSPCの構成員となることはできない。

(キ) 単体企業での入札参加者と、共同企業体の構成員(代表者を含む)、SPCの構成員を重複することはできない。

(ク) 構成員の変更について、参加資格確認申請書受付以降は、原則として認めない。

#### ウ S P Cで参加する場合

(ア) 入札参加者は2以上の法人を構成員とする法人のグループとする。

(イ) 入札参加者は、構成員の中から代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定めるものとし、代表企業は施工を担当するものとする。

(ウ) 入札参加者は、構成員の企業名及びそれらのものが携わる業務について、参加表明書の提出時に明らかにするものとする。

(エ) 本事業を実施するものとして選定された入札参加者は、構成員からの出資によりSPCを会社法(平成17年法律第86号)に基づく株式会社として、大阪市内に設立するものとし、事業期間中は大阪市内に移転させないものとする。SPCの本店所在地を変更する場合は、市に対して、事前に書面で通知するものとする。

(オ) SPCが発行する全ての株式は、構成員により保有されなければならない。また代表企業のSPCへの出資割合は、構成員中、最大としなければならない。

(カ) 代表企業は、3(2)アの条件に該当すること。

なお、(ウ)、(オ)に規定する技術者には、構成員の技術者を含む。

(キ) 代表者以外の構成員については、3(2)ア(カ)～(ソ)の条件に該当すること。

(ク) 構成員は、他の法人グループの構成員もしくは共同企業体の構成員、単体企業として重複して入札に参加できないものとする。

(ケ) 構成員の変更について、参加資格確認申請書受付以降は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の構成企業等については、資格・能力等の面で支障がないと市が判断した場合は、追加及び変更を認めることがある。

エ 入札参加者はすべて、入札説明書に示す「大阪市PFI事業検討会議大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業」（以下「検討会議」という。）の座長、座長代理又はメンバーのいずれかが属する組織、企業、又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。

オ 次のいずれかの関係に該当する企業は、他の法人グループの構成員もしくは共同企業体の構成員、単体企業として重複して入札に参加できないものとする。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合

A 親会社等（会社法第2条第4号の2の規定による親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（会社法第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

B 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、Aについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成

11年法律第225号) 第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

A 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(A) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(B) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(C) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590号第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

(D) 組合の理事

(E) その他業務を執行する者であって、(A)から(D)までに掲げる者に準ずる者

B 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

C 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねてい

る場合

(ウ) 以下のいずれかに該当する２者の場合

A 組合（共同企業体を含む。）とその構成員

B 一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合

C 一方の会社等の市入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社等と同一である場合

(エ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(ア)から(ウ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

カ 入札参加者はすべて、市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と前項に定める資本関係もしくは人的関係において関係がない者であること。

なお、本事業に係る市の業務に関与した者は次のとおりである。

(ア) 令和４年度 浄配水施設監視制御設備整備事業に係る民間活用手法の導入可能性調査業務委託

受注者：有限責任監査法人トーマツ

再委託先：株式会社日水コン

(イ) 浄配水施設監視制御設備整備事業に係るアドバイザー業務委託

受注者：有限責任監査法人トーマツ

再委託先：株式会社日水コン

(ウ) 浄配水施設監視制御設備整備事業再発注に係るアドバイザー業務委託

受注者：有限責任監査法人トーマツ再委託先

#### 4 入札説明書等の公表

令和8年4月28日(火)に市ホームページにおいて入札説明書等を公表する。

#### 5 参加表明書及び参加資格確認申請書等の提出

令和8年4月30日(木)から令和8年6月16日(火)午後5時に1に記載の担当部局へ持参により提出すること。

なお、提出の受付は、午前9時から午後0時15分及び午後1時から午後5時までとし、大阪市の休日を定める条例(平成3年大阪市条例第42号)第1条に掲げる本市の休日を除く日とする。

#### 6 技術提案書及び入札書の提出

##### (1) 技術提案書の提出

令和8年10月13日(月)から令和8年10月23日(金)午後0時15分までに1に記載の担当部局へ持参により提出すること。

なお、提出の受付は、午前9時から午後0時15分及び午後1時から午後5時までとし、大阪市の休日を定める条例第1条に掲げる本市の休日を除く日とする。

##### (2) 入札書の提出

開札日に開札場所へ持参により提出すること。

#### 7 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和9年3月24日(木) 午前10時

(2) 場所 大阪市水道局総務部管財課 入札室

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟9階

#### 8 入札の無効

次のいずれかに該当する場合、入札を無効とする。

(1) 大阪市水道局契約規程(昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号)第26条第1項各号の一に該当する入札

(2) 6(1)の提出期限までに技術提案書を提出しない者の入札

- (3) 低入札価格調査制度適用案件において、次の項目に該当する場合
- ア 申請書類に虚偽の記載をした者の入札
  - イ 提出した入札書に入札価格の記載がない場合又は入札書に記載の入札価格と事業費内訳書に記載の事業費が異なる場合
- (4) 入札参加者の構成員等が、開札時から落札者の決定までの間において次のいずれかに該当した場合
- ア 建設業法第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において本事業で担当する業務に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けた場合
  - イ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合
  - ウ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合
  - エ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の審査基準日が1年7か月以上経過した場合
- (5) 3(2)オに定める関係会社の参加制限に該当する2者がしたそれぞれの入札

## 9 落札者の決定

市は、入札参加者からの技術提案書について、あらかじめ定めた「落札者決定基準」に基づき総合的に評価し、検討会議において意見聴取を行ったのち、落札者を決定する。なお、落札者の入札が低入札価格調査基準価格を下回る場合には、入札説明書に示す調査を行う。

落札者の決定時期は令和9年6月上旬予定とする。

## 10 審査結果の公表

市は、検討会議の意見聴取結果を踏まえた審査結果をまとめ、落札者決定後、ホームページにおいて公表する。

なお、最終的に入札参加がない、又は本事業をPFI法に基づく事業として実施することが適当であると評価された提案がない等の理由により、市が本事業を実施することが適当でないと判断した場合、市は、事業者を選定せず、本事業に

係る特定事業の選定を取り消すことがある。この場合、市はその旨を市ホームページ等への掲載、その他適宜の方法により公表する。

## 11 落札者選定後の手続き

- (1) 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）に基づく届出及び審査への対応について

市は、厚生労働省（現在は国土交通省に事務移管）により、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）の特定社会基盤事業者として指定されている。（令和5年11月16日付）

(<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/content/001737488.pdf>)

本事業のうち、浄水施設の監視制御設備について、経済安全保障推進法第50条第1項及び第91条の規定に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和5年厚生労働省令第103号））第1条に示す特定重要設備に該当し、審査の対象となるため、落札者は導入等計画書に記載が必要となる事項について落札者決定後、速やかに提出すること。

なお、事業所管大臣による導入等計画書の審査の結果、必要な措置を講ずること等が勧告された場合には、速やかに更なるリスク管理措置の実施や構成設備の供給者の変更等を行うこと。

これら変更等の対応によっては、市は、契約相手方としない可能性がある。この場合、市は審査で決定された順位に従って、次点候補者を落札者として、あらためて上記手続きを行うことができる。

また、特定社会基盤事業者は、落札・契約後であっても、経済安全保障推進法の審査の結果として、追加的な対応が求められることや導入を「中止すべきこと」等の勧告を受ける場合がある。そのため、落札者は、落札・契約後であ

っても、特定社会基盤事業者から追加的な対応を求められる可能性があるほか、他に手段がないときは契約解除をされる可能性がある。

※入札説明書の公表以降に、国から経済安全保障推進法に関するガイドライン等の文書が更新されたり追加で示されたりした場合にはその内容に従うこと。

## (2) 基本協定の締結

落札者がSPCを設立する法人グループの場合、入札公告時に示す基本協定書（案）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

落札者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に事業契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された順位に従って、次点候補者を落札者として、あらためて上記11(1)の手続を行うことができる。

なお、市は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

### ア 基本協定の締結時期

令和9年9月中旬予定とする。

## (3) SPCの設立

落札者がSPCを設立する法人グループの場合、基本協定締結後、SPCとして、会社法に規定する株式会社を大阪市内に速やかに設立し、市に、SPCにかかる商業登記簿謄本を提出しなければならない。

当該SPCに出資する者は、議決権を有するSPCの普通株式については、事業契約が終了するまでを保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

なお、本事業期間中はSPCの本社所在地を大阪市外に移転させないものとする。

## (4) 落札者による事前準備行為

落札者は、SPCの場合における株式会社の設立や事業契約の締結準備と並

行して、業務開始に向けた準備行為として、本事業を円滑に開始するための協議を市と行う。

(5) 事業契約の締結

市と落札者は、事業契約を締結する。落札者がSPCを設立する法人グループの場合、基本協定書（案）に基づき、SPCと事業契約を締結する。なお、市は契約書（案）の修正については、原則として応じない。

なお、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(6) 契約保証金の納付等

市は、事業契約に基づいて事業者が実施する業務の履行を確保するため、事業契約の保証を求めることを予定している。事業者は、次のアからイまでに示す契約保証金を納付するものとする。

ア 設計・施工期間中の契約保証金は、設計業務及び施工業務に係る対価の100分の10以上とする。

イ 維持管理期間中の契約保証金は、維持管理業務に係る対価の100分の10以上とする。

ただし、事業者は、保険会社との間に市を被保険者とする上記の契約金額相当額の100分の10以上に相当する金額の履行保証保険を締結し、当該保険証書を市に提出することをもって、契約保証金の納付に代替できるものとする。契約保証金に関する詳細は、別途、契約書（案）に示す。

(7) 事業計画書（案）の提出

落札者は、技術提案書に基づき、全体事業計画書（案）及び初年度の単年度事業計画書（案）を作成し、モニタリング基本計画に示す期限までに市へ提出しなければならない。

その他、事業計画書の詳細については、モニタリング基本計画等に示すとおりである。

12 契約条項を示す場所

市ホームページにおいて公表する。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 納付 (11(6)に記載の金額)

14 その他

- (1) この調達については、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 本事業の入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (3) 契約書の作成の要否 要
- (4) 詳細は、入札説明書等による。

15 Summary

- (1) Subject matter of the contract:

Improvement Project of Supervisory and Control System for Purification Plants and Distribution Plants of Osaka City

- (2) The date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

by bringing, from 9:00AM, 30 April 2026, to 5:00PM, 16 June 2026

- (3) The date and time for the submission of tenders and attached documents for proposal:

by bringing, from 9:00AM, 13 October 2026, to 0:15PM, 23 October 2026

- (4) A contact point where tender documents are available:

Facilities Department, Engineering Division, Waterworks Bureau, City

of Osaka, 2-1-10 Nanko-kita, Suminoe-ku, Osaka 559-8558, TEL06-6616-  
5551

(We can accept applications that are presented in Japanese only.)

(水道局工務部設備課)